平成２３年（フ）第４３９０号
東京都練馬区高松３丁目19番24号
破産者　有限会社辰巳梱包運輸
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３９１号
東京都大田区石川町２丁目８―11　石川ハウスＢ―３
破産者　吉田　　穆
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８５４号
千葉県市川市南行徳３丁目８番１―509号
破産者　ワン・ビジネス株式会社
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８５５号
千葉県市川市南行徳３丁目８―１―509
破産者　諸橋　　隆
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８６５号
埼玉県川口市北原台２丁目22番12号　赤堀ハイツ２号棟12号
破産者　有限会社遊創
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８６６号
埼玉県川口市北原台２丁目22―12　赤堀ハイツ２号棟12
破産者　神　　昇
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９０２号
神奈川県藤沢市片瀬江ノ島１丁目13番18号
破産者　エコ・エリアドットコム株式会社
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９０３号
東京都渋谷区恵比寿１丁目13番９号
破産者　株式会社丸惠
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９０４号
神奈川県茅ヶ崎市松が丘２丁目８―16―11
破産者　岩渕　　進
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９０７号
埼玉県志木市中宗岡４丁目20―10
破産者　遠藤　友浩
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９０８号
埼玉県志木市中宗岡４丁目20―10
破産者　遠藤　光子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９２１号
東京都豊島区長崎４丁目36番13号
破産者　株式会社ドラゴンマスタージャパン
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９２７号
東京都目黒区三田２丁目５番６号２Ｆ
破産者　有限会社ターナーズ
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９４８号
東京都世田谷区桜１丁目11番11号
破産者　有限会社魚がし和
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９４９号
東京都世田谷区桜１丁目11―11
破産者　小川　和子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９６３号
東京都杉並区荻窪１丁目19番６号
破産者　有限会社美創
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９６４号
東京都府中市押立町１丁目16―14　グリーンハイツ車返南１―202
破産者　中村　憲蔵
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９８１号
東京都墨田区両国２丁目18番７号
破産者　株式会社ダイニング・マルシェ
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９９３号
東京都北区中里１丁目４―６　駒込朝日ビル202、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区駒込３丁目３番17号東宝駒込ビル３階
破産者　株式会社ソフィア
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１３７号
栃木県那須塩原市二区町321―64
破産者　藤田　文信
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１６１号
東京都荒川区東日暮里３丁目４番11号
破産者　有限会社光栄社
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１６２号
千葉県八千代市高津832―１　高津団地２街区25棟305号
破産者　五月女博文
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部